

官公庁届出事項

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
九州厚生局大分事務所に下記のとおり届出しております。

●医療 DX 推進体制整備加算

○医療情報取得加算、医療DX推進体制整備加算

当院は、オンライン請求・オンライン資格確認を導入しております。患者様の十分な診療情報等(受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報)を取得・活用して、質の高い医療の提供に努めています。

マイナ保険証利用の促進や、医師がオンライン資格確認システムで取得した診療情報等を診察室で閲覧・活用するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。また、電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービス等についても導入検討等を含め、医療DXにかかる取組を実施しています。

○一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いていることから、保険薬局で銘柄によらず調剤できるよう、当院では一般名で処方箋を発行させていただく場合があります。

一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、令和6年10月より後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただいておりますのでご承知おきください。(※下記参照)

○後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)について

令和6年10月から、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、「特別の料金※1」がかかるようになりました。

一般名処方された医薬品の場合、保険薬局に有効成分が同一の医薬品が複数あれば、薬剤師と相談の上、先発医薬品・後発医薬品どちらでもご自身で選択できます。後発医薬品を選んだ場合、特別な料金はかかりません。

※1 特別の料金…先発医薬品と後発医薬品の薬価差の4分の1相当。医療保険の患者負担とあわせてのご負担となります。課税対象であるため、消費税分も含まれます。

※2 先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はかかりません。

◎みなさまの保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」としてご負担をお願いすることになりました。

これにより医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。